

令和4年度 事業計画

1. かんがいについて

(1) 葛西地区（葛西用水）

利根大堰から埼玉用水路を經由して、4月から9月までの間、配水します。

また、中流部のパイプライン区域には、10箇所の揚水機場からパイプラインにより配水します。

(2) 江戸川右岸地区（金野井用水）

江戸川右岸に設置されている金野井揚水機場から、4月から9月までの間はポンプにより、それ以外の期間は必要に応じて自然取水により配水します。

(3) 二郷半領地区（二郷半領用水）

大落古利根川左岸に設置されている二郷半領揚水機場から、4月から9月までの間、配水します。また、中川左岸に設置されている二郷半領中川揚水機場から二郷半領用水路に補給水を送ります。

2. 事業の実施計画

(1) 会議の開催

総代会、理事会、用水調整委員会などの会議を開催し、業務計画、予算、用水調整などについて審議します。

また、事業の執行状況、会計経理などの状況について、監査を実施します。

(2) 配水管理

利根中央総合管理所及び幸手領農業用水総合管理所には、かんがい期間中、職員が24時間体制で常駐し、金野井揚水機場・二郷半領揚水機場・二郷半領中川揚水機場・酒井揚水機場・古利根堰には操作員（シルバー人材センター委託）が昼間常駐します。

また、現地において、通水状況の巡視、塵芥処理、雑草刈払いなどを行います。

(3) 水利施設の保守点検と補修更新

水利施設を適切に維持するため、水管理施設、揚水機場、堰などの機械設備や電気設備の保守点検を実施するとともに、老朽化している水利施設を補修更新します。主要な補修更新事業は次のとおりです。

- ① 権現堂川用水路の改修（県営農地防災事業（地盤沈下対策）「権現堂3期地区」）
- ② パイプライン施設の補修更新
（県営かんがい排水事業（長寿命化対策）「幸手領・権現堂2期地区」）
- ③ 古利根堰の耐震化（県営農地防災事業（施設耐震対策）「古利根堰地区」）
- ④ 金野井用水路第4号チェックゲートの補修（維持管理適正化事業）

- ⑤ 幸手領第3揚水機場余水吐ゲートの補修（維持管理適正化事業）
- ⑥ 葛西用水路川口分水工の流速計及び非常用バッテリーの補修（防災減災機能等強化対策事業）

(4) 研修

総代及び役員を対象として、用水調整、施設の補修更新などをテーマに研修を実施します。

(5) 事業推進

埼玉県土地改良事業団体連合会など14団体の事業に参加し、土地改良事業の推進を図ります。

(6) 農業用水の理解促進のための啓発活動

小学生などを対象として、農業用水に関する啓発活動を進めます。

3. 会計区分について

土地改良法の改正に伴い土地改良区の会計を複式簿記とし、併せて会計基準が複式簿記に対応したものに改正されたことから、当改良区においては、令和4年度から会計を複式簿記に移行するとともに会計区分を見直します。

これにより、事業は、収入、目的の違いから、一般会計、パイプライン施設管理費特別会計及び古利根堰管理費特別会計の3つの会計において実施し、特別会計において積立をしていた積立金は、基本財産及び特定資産に分類し、必要に応じて積立、取崩を行います。